



JAPAN LEGAL UPDATE

Tax

平成 29 年度税制改正大綱（法人課税、国際課税）の概要

平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。法人課税及び国際課税の分野で特に注目される改正点は以下のとおりです。

① スピン・オフに対する課税繰延べ

会社分割税制が改正され、子会社株式が株主の持株数に応じて交付されるなど一定の要件を満たすスピン・オフ（ある会社が新設又は既存の子会社に事業を移管し、その子会社株式を自社の株主に現物配当する取引）が課税繰延べの対象となります。また、既存の 100%子法人株式の全部を分配する現物分配について、会社分割と同様の課税関係を整備するとともに、内国法人である現物分配法人が外国法人株主の持株数に応じて外国子法人株式のみを交付する場合についても、一定の場合を除き株式の譲渡益に対して課税するものとする改正も行われました。今後組織再編を行う際には、上記改正の影響も念頭に置いた上でストラクチャーの検討等を行う必要があります。

② 外国子会社合算税制の改正

主な改正点として、(1) 適用対象となる「外国関係会社」について、従来の形式基準の持株割合の計算方法が見直されると共に、実質支配基準が導入されました。(2) 従来のトリガー税率（外国関係会社の所得に対する実効税率が 20%未満）は、合算課税の適用免除要件として存置される一方、(a) ペーパーカンパニー、(b) 総資産に対する一定の受動的所得の金額の合計額の割合が 30%超、(c) ブラックリスト国所在のいずれかに該当する外国関係会社は、実効税率が 30%以上でない限り、会社単位の合算課税に服することとなりました。

上記改正は、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。とりわけ現地における実効税率が 20%以上 30%未満となる外国子会社を持つ内国法人は、上記改正による税負担増のリスクに留意する必要があります。

③ その他の改正

平成 29 年 7 月 1 日以後、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の取引について消費税が非課税となります。

各事業者は、上記を始めとする税制改正を十分精査の上、今後の企業活動を営む必要があります。

General

カジノ法の成立 平成 28 年 12 月 15 日、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆるカジノ法）が成立し、同月 26 日に公布され、施行されました（特定複合観光施設区域整備推進本部に関する規定を除く。）。同法により、地方公共団体の申請に基づき主務大臣が認定した区域において、民間事業者が、カジノ施設とレクリエーション施設、宿泊施設等が一体となった施設を設置し、運営することが可能となります。カジノ施設の設定及び運営に関して今後講じられる措置の内容は未定ですが、報道によれば、東京都、大阪府及び横浜市を始め、カジノ施設の誘致に向けた活動が日本の各地で始まっています。国による規制内容及び地方公共団体による誘致内容の両面について、今後の動向が注目されます。

General

環太平洋パートナーシップ協定の国会承認等 平成 28 年 12 月 9 日、国会において、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」といいます。）の締結が承認されるとともに、関連する国内法規定の整備を目的とした「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立しました。ただし、TPP の発効には米国による批准が不可欠であるところ、トランプ大統領は TPP からの離脱を表明しており、TPP 発効の行方は未だ不透明です。

Finance

インサイダー取引に関する最高裁決定 平成 28 年 11 月 28 日、最高裁判所（第一小法廷）は、いわゆるリーク報道に伴い未公表の重要事実が公表されたと判断されるか否かにつき、「重要事実を内容とする報道がされたとしても、情報源が公にされない限り、…インサイダー取引規制の効力が失われることはない」と判断しました。これにより、リーク報道がされたとしても匿名である場合には、金融商品取引法に従った正式な公表がなされるまでの間は、引き続きインサイダー取引規制の対象となることが明確となったため、そのような状況下で当該上場会社株式の取引を行うに当たっては、適用除外事由に依拠するなど、インサイダー取引規制に抵触しないための対応が求められます。

IP

改正個人情報保護法の施行日決定とガイドラインの公表 平成 28 年 12 月 20 日の閣議決定により、平成 27 年 9 月に改正された個人情報の保護に関する法律（同法の詳細については、[2015 年 10 月号](#)をご参照下さい。）が平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることになりました。また、平成 28 年 11 月 30 日、個人情報保護委員会は、同法について 4 つのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）を公表しました。これらのガイドラインも、平成 29 年 5 月 30 日から施行されます。各ガイドラインは、同法に基づき事業者が講ずべき措置について実務上の指針を示すものであり、事業者はこれらに照らし、自社における個人情報の取扱い及び関連社内規定を見直す必要があります。